

最近の国際動向について

平成20年1月

特 許 庁

1. 経済のグローバル化の進展と主要国の特許庁が直面している課題

- 経済のグローバル化が進展し、世界経済における貿易・投資の拡大を通じて企業間競争が激化。
- 経済のグローバル化や知的財産に対する企業意識の高まりを背景に、自国のみならず海外における特許権取得のニーズが高まっていることから、世界の特許出願の総数は一貫して増加しており、約4割は外国への出願。
- また中国、インドを初めとしたアジア諸国においては、近年着実な経済成長が実現しており、先進国のみならずこうした発展途上国においても、知的財産に対する関心が高まる一方、今後は発展途上国における知的財産権の適切な保護が課題となっている。
- 加えて日米欧の特許庁への年間約97万件の特許出願のうち、約24万件は出願内容が重複しており、これらの特許庁においてはいずれも審査順番待ち期間の短縮が課題となっている。

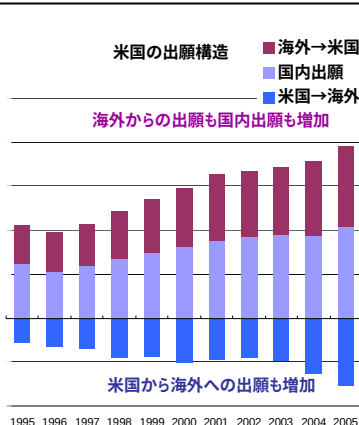
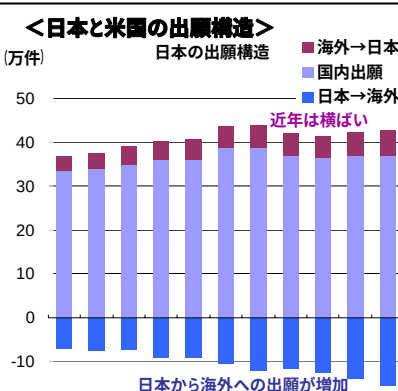
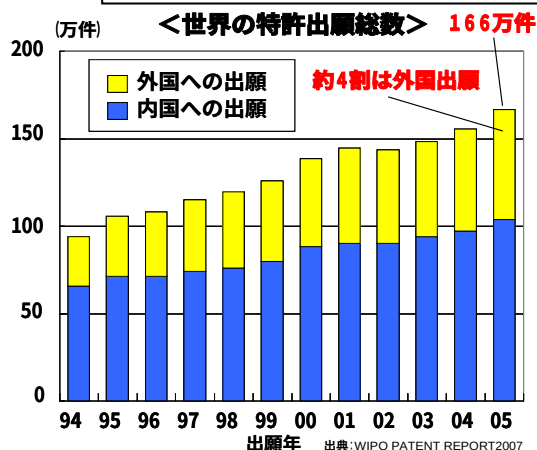
各国の特許庁において今後必要となる取組

各国特許庁におけるワークシェアリングの推進

出願内容が重複した特許出願を各国特許庁が個別に審査する非効率・コストが発生しており、出願人の負担軽減及び効率的な特許審査等を目指した取組が必要。

国際的な特許制度の調和の推進

自国のみならず海外での特許権取得のニーズが高まっていることから、海外での特許権取得の予見可能性を高めるための取組が必要。



三極統計報告 (Trilateral Statistical Report 1996-2005)、WIPO Statistics Database から特許庁作成

2. 最近の国際関係の動きについて

WIPO

WIPO加盟国総会

[2004年9月]

三極から、制度調和のための議論を4項目(先行技術、グレースピリオド、新規性、進歩性)に集中させることを提案。しかし、途上国が反対し承認されず。

[2007年9月]

(決定事項)

- ・開発アジェンダに関する勧告の採択
- ・韓国語、ポルトガル語の国際公開言語化
- ・ブラジル、インドのISA/IPEA指定 他(議論継続事項)
- ・PCT料金減額(日米提案) 他

制度調和に関する先進国会合

[2007年9月の会合概要]

- ・今後の協議項目(先願主義への移行やグレースピリオドの拡大等)に一定の共通理解が得られるも、一部項目につき意見が相違。

WTO/TRIPS

1995年 WTO/TRIPS発足

2001年11月 WTO閣僚会議:「開発アジェンダ」/「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」

2003年8月 一般理事会:2007年までの暫定措置として強制実施権に基づき医薬品を輸入することを認める旨合意。

2005年12月:医薬品の輸入についての合意を恒久化するため、TRIPS改正議定書採択。WTO加盟国2/3の受諾で発効(受諾期限は2007年12月1日)。

現在:TRIPSとCBDとの関係を議論中。途上国側から、遺伝資源・伝統的知識についてTRIPS改正を要求中。

日米欧三極

三極特許庁長官会合

[2007年11月開催:25回目]

- ・三極間でのワークシェアリングや、制度・運用調和、IT化等について議論。出願様式の共通化について最終合意。

日米欧中韓五大特許庁会合

[2007年5月:初開催]

- ・特許出願増加への対応に向けた、ワークシェア、手続簡素化、審査の質の維持・向上等の課題についての協力の必要性について確認。

商標三極会合 [2007年10月開催]

- ・本年より中国がゲスト参加。
- ・中国の商標に関する課題と協力、三極商品役務表示分類便覧プロジェクト、国際商標出願制度の利便性向上、IT化に関する情報交換等につき議論。

APEC

- ・「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ」2007年9月合意。

二国間関係

日米新共同イニシアティブ (2007年1月合意)

特許審査ハイウェイの拡大

(日米、日韓、日英に続き日独試行開始予定)

日韓特許庁長官会合

日韓関係

[2007年11月開催:11回目]

- ・特許審査ハイウェイなどの審査協力、機械化協力等につき議論。

日中韓特許庁長官会合 [2007年12月開催:7回目]

- ・サーチ・審査結果の相互利用に向けた日中韓特許協力ロードマップ(優先権書類の電子的交換、包袋情報へのアクセスシステムの構築、審査官協議の実現等)、IT分野の協力について議論。

日中特許庁長官会合

日中関係

[2007年11月開催:14回目]

- ・専利法改正への働きかけ等の知財制度整備、人材育成等のキャパビル支援等について議論。
- ・人材育成機関間の交流開始、IT専門家会合の開始に合意。

日中商標長官級会合

[2007年10月開催]

- ・2003年11月以来、4年ぶりに開催。中国における審査処理迅速化や商標法改正等の課題について意見交換を実施。

日印間協力MOU (2007年5月署名)

- ・大臣間において、知的財産分野における協力の基本的枠組み及び具体的方策を策定した覚書に調印。

各国とのEPA交渉

- ・ASEAN地域を中心に、知財制度・運用の整備を踏まえたEPA交渉を推進。

3. 国際的なワークシェアリングに向けた取組

- 重複した内容が各庁において審査されるグローバルな特許出願の増加に対処すべく、**各国庁間のワークシェアリングによる業務効率化を推進**。
- サーチ結果、一次審査結果、特許判断など相互利用可能な情報について、その利用性や各国庁間の着手時期を反映した各種取組の実施、及びその基盤となる電子化されたネットワーク構築により、**ワークシェアリングの効率の最大化**を目指す。

サーチ・審査結果の相互利用に向けた取組

◎ 各国制度の差異を踏まえたワークシェアリングの枠組み構築

サーチ結果：PCT等のSR活用

●PCT出願の国際調査報告や、欧州特許庁のサーチレポートを利用。欧州特許庁では、世界で最初となる自庁への出願について、優先的にサーチ結果を提供する仕組みを導入済み。

一次審査結果：審査結果の早期発信

●世界で最初となる自国の特許庁への出願について、優先的に審査結果を発信し、他国の特許庁がその結果を利用する枠組み。2007年3月に米国より提案。

JP-FIRST: JPOの一次審査結果の早期発信施策 (2008年4月より実施)

特許判断：特許審査ハイウェイ

●第1庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請に基づいて、その審査結果を第2庁に提供することにより、優先的に審査することを約束する枠組み。迅速な権利化も期待。我が国は米韓英に加え独と合意。米韓英で開始するなど**ネットワーク拡大中**。

◎ 電子化されたネットワーク構築による情報共有の拡大

サーチ・審査結果のネットワーク共有

ドシエ・アクセス・システム

●日米欧特許庁間及び日韓特許庁間において整備済み。互いの出願・審査情報にリアルタイムでアクセスし、サーチ・審査結果を相互に利用することが可能。

高度産業財産権ネットワーク (AIPN)

●我が国特許庁における審査結果の発信については、高度産業財産権ネットワーク (AIPN) が整備されており、インターネット回線を通じて30もの外国特許庁に審査結果を英語で発信。

優先権書類電子データのネットワーク共有

優先権書類の二国間電子的交換システム

●日米欧特許庁間、及び日韓特許庁間において実現。従来は海外へ出願する際に優先権の主張を行う場合、出願人が第1国の特許庁から入手した優先権書類の書面による提出が必要。

優先権デジタルアクセスサービス (DAS)

●WIPOにて検討中の、第1庁に限らずある特許庁で電子化された優先権書類を、世界中の特許庁が電子的に利用可能にするシステム。

➡ **出願人の手続負担の一層の低減。**
・各国庁での優先権書類電子化に係る事務処理負担軽減が期待。

4. 国際的な特許制度の調和に向けた取組（1）～実体特許法条約締結に向けた取組～

- 特許制度調和に関する先進国会合では、国際的な特許制度調和を検討する上で、**今後協議の対象となりうる項目として、先願主義への移行やグレースピリオドの拡大などが挙げられている。**
- 米欧双方の中間的法制度を有する**我が方は、制度調和を主導しやすい立場**にある。

先進国会合で協議の対象となりうる主要項目	第三者の法的安定性を重視 欧州※	日本	発明者の利益を重視 米国
先願主義			先発明主義
ヒルマードクトリン廃止			ヒルマードクトリンあり
宣言なし／12か月のグレースピリオド	宣言あり／6か月（博覧会の展示等、限定的）	宣言あり／6か月（刊行物、学会発表等も対象）	
第三者の権利	知得実施も含める	独自発明者の実施のみ	ビジネス方法のみ
要約書は秘密先願を構成しない			出願人作成の要約書は秘密先願を構成（判例）
誤発行の公開公報をグレースピリオド対象化			通常の公開公報も対象
PCT秘密先願（要件緩和）	限定的	限定的	限定的
18か月全件公開			国内のみの出願は例外

注：

制度調和の方向と合致

国内制度との調整が必要となる可能性あり

◆ 欧州は各国が決定権を有しており、調整が難航。

（※）特許制度調和の先進国会合に参加している欧州各国は、以下のEU加盟国及び欧州特許条約加盟国（加盟予定国含む）。欧州委員会及び欧州特許庁も参加。

EU加盟国：アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、ドイツ、チェコ、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、マルタ。
欧州特許条約加盟国：アイスランド、スイス、トルコ、モナコ、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

米国特許改革法案2007

グローバル化の進展に伴い、制度を世界のベストプラクティスに合わせる動き。パテントロール対策も背景。

- ・先願主義への移行
- ・ヒルマードクトリンの廃止など。

4. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(2) ～実体特許法条約に関する議論の経緯～

1985年、特許制度調和の議論が世界知的所有権機関(WIPO)で開始。



1991年、米が先発明主義から先願主義への移行を拒否したため、失敗。



2000年に再開するも、2004年に途上国がWIPOでの議論をブロック。



2005年以降、主要な項目(※)に絞って、先進国を中心に検討。

(※) 「新規性」、「進歩性」、「先願主義」、「グレースピリオド(注)」など。

(注) 発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間。



2006年9月先進国会合: 包括妥協案に沿った条文作成に合意。

- **米国**は、グレースピリオド拡大を条件に先願主義移行に**柔軟姿勢**。
- **欧州の一部**の国(独・英)はグレースピリオド拡大に**消極的**。

2007年6月G8ハイリゲンダム・サミット／日-EUサミット

- 成果文書(G8)にて、国際的な特許制度の調和と効率化の重要性に言及。

2007年9月先進国会合:

先願主義への移行やグレースピリオドの拡大を含む作業部会議長提案の項目リストについて、**各国間で一定の共通理解**が得られ、今後作業部会で更なる議論が行われる見通し。

4. 国際的な特許制度の調和に向けた取組 (3) ～米国特許法改正の動向～

<目 的> 制度調和の推進、特許の質の向上、特許訴訟の効率化

- 2007年4月に上下院に法案が同時提出され、9月に下院本会議を通過。
- 先願主義への移行を含むも、先に発明を公表した場合の例外規定等が盛り込まれる可能性あり。

米国特許改革法案2007 (H. R. 1908, S. 1145)

- (1) 先願主義への移行 (First Inventor to File) ※先に発明を公表した場合は例外あり
- (2) 先行技術の定義 (特許、刊行物、公用、販売を限定列挙。国外も対象。)
- (3) 18月出願全件公開 一部緩和策を導入 (下院通過案)
- (4) 外国からの出願の先願権の制限規定を撤廃
(ヒルマードクトリン、PCT言語差別を撤廃。)
- (5) グレースピリオド
(発明者自身またはそれに由来する発明の公表から1年の猶予期間。)
- (6) 特許付与後異議申立制度の導入
- (7) 故意侵害の認定要件
- (8) 損害賠償額の算定基準
- (9) 裁判籍の制限 など

4. 国際的な特許制度の調和に向けた取組 (4) ～手続面での調和に向けた取組～

- 各国との手続面での調和については、PCT条約※ (特許協力条約: 1978年発効) に基づくPCT国際出願制度が既にあるが、依然として各国への出願手続は、国毎の制度に従って行う必要がある。
- これに対し、手続面での制度を調和するPLT条約が2000年に採択され、さらに、日米欧三極においては、2007年11月に**出願様式の共通化**について最終合意に至った。

手続面での調和に向けた取組

◎ 出願様式の共通化

- ・日米欧のいずれの特許庁にも共通して出願することができる様式について最終合意に至った。
- ・出願人は出願国別に出願書類を書き換える必要がなくなり、**手続負担の軽減が期待される**。
- ・我が国においては、**2009年からの実施を目指して準備する**。



◎ PLT (特許法条約)

- ・各国異なる国内手続を統一化、簡素化させることにより、出願人の負担を軽減。
- ・手続上のミスによる特許権の喪失を回復する等の救済規定も設けられている。

※PCT条約 (特許協力条約) に基づくPCT国際出願制度

一つの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT加盟国 (現在137カ国) であるすべての国に同時に出了願したことと同じ効果を与える出願制度。

4. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(5) ～審査実務面での調和に向けた取り組み～

三極特許庁は、各国間での特許審査実務の統一とサーチ・審査結果の相互利用を推進するため、特許保護水準を調和させる取り組みを進めている。

1. 特許審査基準の比較分析と審査実務の調和

法律、判例、審決、審査基準を比較研究し、審査実務の類似点と相違点の分析と調和に向けた対策を検討する取り組み。

特許要件として重要な下記の2点について比較分析を実施中。比較分析結果は公表する予定。

(1) 記載要件 (2) 進歩性

2. 技術分野別の包括的審査協力

バイオ、医療機器、先進材料、情報通信等、グローバルに事業展開される先端技術分野での特許審査のワークシェア推進、審査実務の調和、先行技術の検索DB、検索ツール、特許分類の共通化を進めるため、審査官協議を通じて、包括的に審査協力を推進。互いのeラーニング教材も相互に有効利用。

審査官協議を実施している主要分野：

ライフサイエンス分野；	遺伝子工学、蛋白質工学、酵素または微生物を含む測定または試験方法、免疫グロブリン(抗体)、免疫診断、医薬品、医療機器、医療診断技術
情報通信分野；	双方向TV、動画配信、暗号化処理、光空間伝送、ICタグ、バイオインフォマティクス、コンピュータセキュリティ
先進材料分野；	有機EL、ナノテクノロジー
環境分野；	ハイブリッド自動車、触媒及び触媒による排ガス処理
その他の分野；	マイクロマシン、ロボット、レーザ、半導体技術、電子写真

3. 質の向上に関する協力

- ・各特許庁での審査の質管理(Quality Management)の手法や出願人による出願の質の向上施策について情報交換。
- ・特許審査ハイウェイなどの仕組みを通じて個別ケースの審査実務の相違を相互に分析して、各庁での審査の質の向上と審査実務のばらつきの収斂を図る。

5. 発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組(1)

① 要請

経済連携協定(EPA)交渉等を活用した要請

(これまでの成果)

迅速かつ的確な知財保護

我が国審査結果の受入(シンガポール、マレーシア)／我が国審査結果を利用した早期審査(タイ、インドネシア)／類似意匠及び部分意匠制度の導入(インドネシア)／外国周知商標の保護(マレーシア、インドネシア)等

手続の簡素化・透明性向上

特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
公証義務の原則禁止(フィリピン、インドネシア)、包括委任状制度の導入(インドネシア)等

エンフォースメント強化

TRIPS協定以上の保護規定の導入(マレーシア、フィリピン、チリ、インドネシア、タイ)等

中国への要請

知財法の整備

中国専利法改正調査団との意見交換・シンポジウム(2006年9月)

官民による知財保護強化の要請

官民合同訪中ミッション派遣(第5回:2007年9月)

② 協力

情報化、人材育成協力

アジア太平洋地域を中心に過去11年間で2500人以上の研修生を受け入れ。

2007年5月には、大臣間において日印間における知的財産分野での協力に関する覚書を締結。

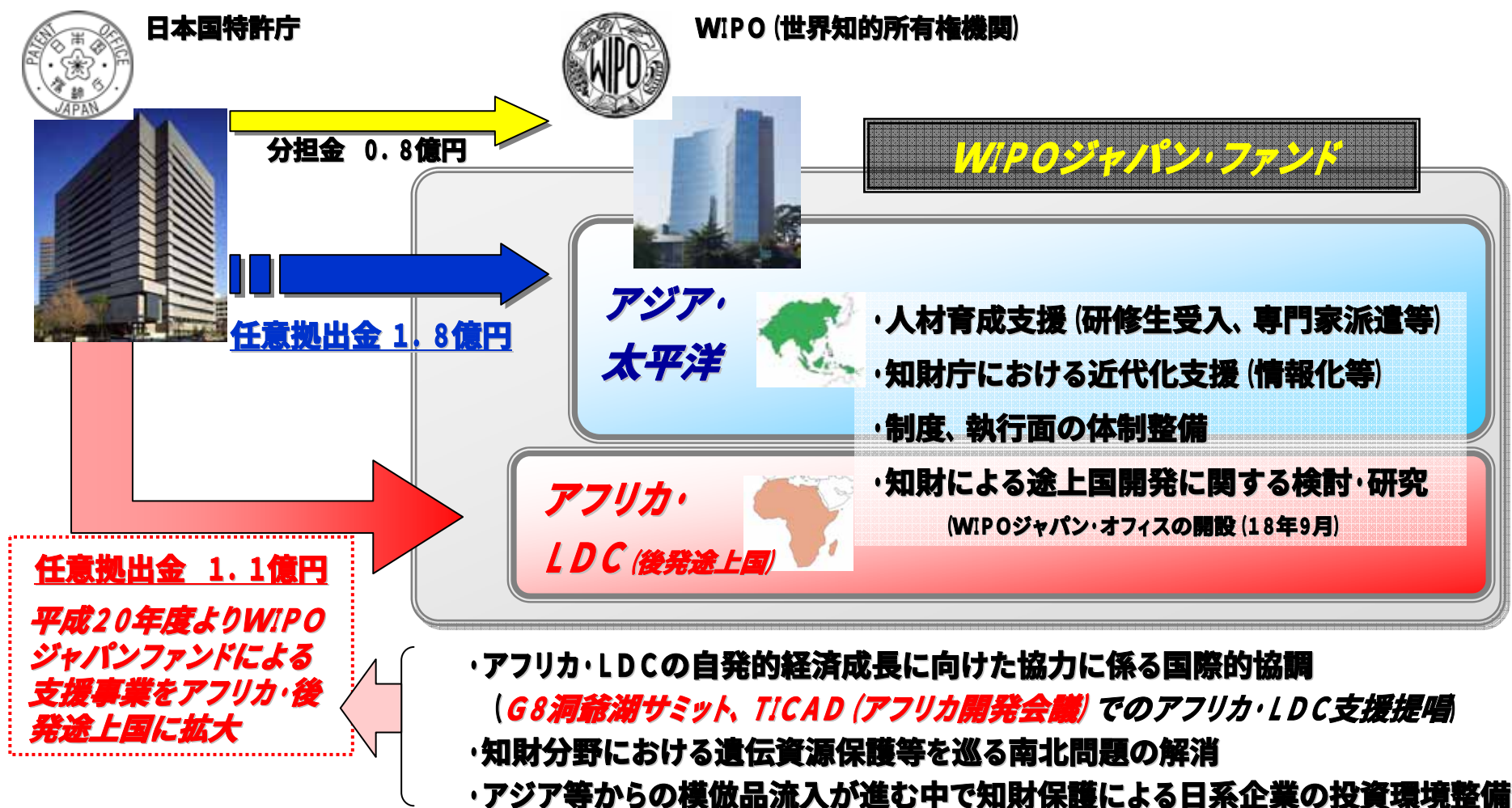
今後はWIPOのスキームを利用してアフリカ諸国への支援を拡大。

特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ

APEC域内において、特許審査結果の活用促進、機械化／情報化の推進、特許審査能力の向上を図る。

(参考) WIPOを活用したアフリカ・後発途上国支援事業

WIPO (世界知的所有権機構) への拠出金によりWIPOジャパンファンド事業を編成し、途上国 (地域) を対象とした知的財産関連の制度、執行面の整備、情報化等を推進。 (平成20年度: 2.9億円)



5. 発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組(2) ～中国への取組～

- 中国への特許出願件数、商標出願件数は**急増**。
- 我が国は、日中特許庁長官級会合 (2007年で14回目) による協力関係構築をはじめとして、第三次大改正が予定されている特許法 (我が国における特許法、実用新案法、意匠法に相当)、商標法等の改正に関して我が国産業界の意見を踏まえた要望、人材育成協力、官民合同ミッション等を通じ、**知財制度・運用の整備、エンフォースメントの強化等を働きかけている。**

◎中国特許法改正調査団との意見交換・シンポジウム (2006年9月)

- ・権利侵害に対する行政取り締まりの強化、再犯者への加重罰、世界公知公用制度の導入など、模倣品や発明盗用などに対処する改正案を歓迎。
- ・中国側は、日本側の要請 (意匠権の拡大等) についても理解を示し、要請を踏まえて更なる検討を行うことにつき言及。
- ・特許法細則の改正についても意見交換を実施予定。

◎日中商標長官会合 (2007年10月)

- ・日中商標長官級会合は平成15年11月以来、4年ぶりの開催。
 - ー 業務効率化やIT化における協力、出願人への情報提供等の協力関係を継続に合意。
 - ー 商標法改正について、外国周知の未登録商標の保護、類似商標に係る商標権侵害の刑事罰化等が我が国産業界の関心事である点を伝え、意見交換を継続することとした。
- ・同時に開催された日米欧商標三極会合には、中国商標局をゲストとして招聘。
 - ー IT化や効果的な事務処理、周知商標保護等に向けた三極による協力の方向性や三極共同による中国国内でのワークショップの開催等について議論。
 - ー 出願・処理状況や電子化状況、審査の迅速化の施策等の運用事項の情報交換を実施。

◎日中特許庁長官会合 (2007年11月)

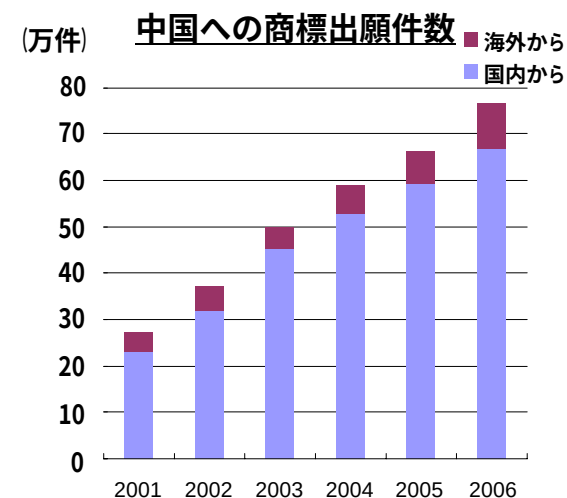
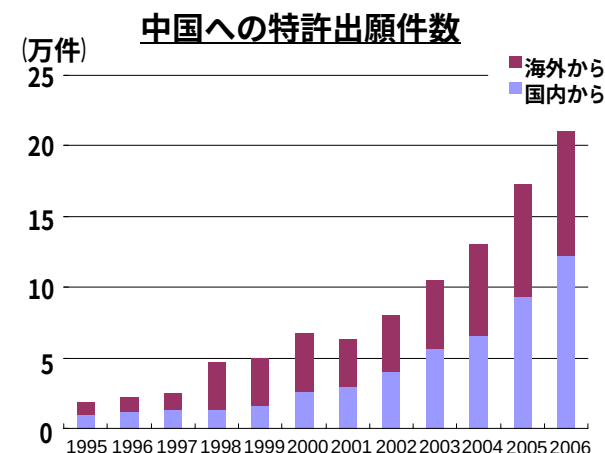
- ・特許法改正・実施細則改正についての日中間の意見交換を継続。
- ・両庁間の審査官交流、意匠分野での日中審判会合、日中IT専門家会合等の開始に合意。
- ・人材育成協力の継続、両庁人材育成機関間の交流にも合意。

◎人材育成協力

- ・1996～2006年度の間に、中国より472名受入 (総数2576名)
- ・我が国からの専門家派遣も実施。

◎官民による知財保護強化の要請

- ・官民合同訪中ミッション派遣 (第5回:2007年9月)



6. 我が国特許庁の模倣品対策に係る取組

国 内

➤ 消費者に対する普及啓発

知的財産権の重要性や模倣品購入が犯罪に荷担するおそれがあることを消費者に周知すべく、「模倣品・海賊 版撲滅キャンペーン」を実施。



➤ 国内での執行機関との連携、対策強化

- 警察、税関との連携
知財権侵害事件に関する特許庁への照会件数：773件（06年）
- 水際での取締り強化
税関での輸入差止件数：約2万件（06年）
税関での輸入差止点数：約98万点（06年）
- 警察による取締り
知的財産権侵害品の押収点数：約33万点（06年）
知的持参権侵害事犯の検挙件数：493件（06年）

➤ 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の設置

平成16年8月設置された模倣品被害に関する相談のワンストップサービスである「総合窓口」への相談案件に対応。

海 外

➤ 模倣被害に関する情報の収集及び提供

国内外での被害状況・対策等に係る「模倣被害調査報告書」や現地の法制度や侵害事例・判例等について広く情報提供

➤ 二国間会合等を通じた対策強化の要請

日中特許庁長官会合、日中商標長官会合、日台貿易経済協議、EPA交渉等を通じて権利付与・執行強化に係る法制度・運用の改善を要請。

➤ 官民合同ミッションの派遣

中国に対し知財に関する法制度・運用面の改善等、模倣品対策の強化を要請するとともに、中国特許庁審査官に対する技術説明会の開催など、知財制度の運用に対する協力を提案。

➤ 国内外での被害相談（JETRO・発明協会等委託）

- ・海外での模倣品被害に関する相談、セミナー開催
- ・現地法律事務所、調査会社等の紹介
- ・地域レベルでの模倣被害・外国出願相談対応 等

➤ 侵害発生国の執行機関等への人材育成協力

模倣品被害が生じている国・地域における権利行使能力向上を図るため、現地の税関、警察等の関係機関の人材育成を支援。これまで、アジアを中心に16ヶ国、231名の取締機関職員を我が国に招聘して研修を実施。

➤ 国際機関及び欧米各国知財庁等との連携

WIPO・OECD・APEC等におけるエンフォースメント協力、日米欧、日仏、日中韓等の知財庁間で第三国における知財保護の連携強化。